

## 菅公と源氏物語

今井, 源衛

<https://doi.org/10.15017/12182>

---

出版情報 : 語文研究. 31/32, pp.43-51, 1971-10-31. 九州大学国語国文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 菅公と源氏物語

今井源衛

源氏物語の准拠論といわれるものには古来種々の説があつて、特に光源氏については、西宮左大臣源高明・嵯峨帝・仁明皇子源光・藤原道長・藤原伊周・在原業平・在原行平など多くの人物が挙げられてきた。そしてここに取り上げようとする菅原道真もまたその一人である。准拠とかモデルとか呼ばれるものを扱う場合には、明確な概念規定をなすべきであり、その事についても、これ又従来諸家によつて、かなりの程度に立言されている。今では、光源氏の准拠といったところで、それがただちに、その特定単数の歴史上の人物と光源氏とを相重なるものと考えような人はいないであろう。主人公光源氏を造型する上で作者の念頭に浮んだ過去のあるいは現代の实在人物の、

ある時にはその資質が、ある時には行状が、ある時にはその詠歌が、ある時には彼を取り巻く状況が、それぞれ取り上げられて、その折々に主人公の造型に参加した、という事なのであつて、その参加のしかたが全面的で重大な意味をもつものと、軽く部分的でしかないものとの区別はあるにしろ、モデル・准拠たりうる人物は複数である事には変りはないのである。小論に於て

も、菅公即光源氏というようなことを述べるつもりではなく、従つて又、光源氏の准拠に他の人物を当てる論を排斥しようとするものでもない。古来から云われている事の内容をもうすこしくわしく考えてみるという事にすぎないのである。

—

光源氏の准拠として菅公をはつきりと指摘したのは、河海抄が最初であろう。その料簡に、

光源氏を左大臣（源高明）になぞらへ紫上を式部が身によそへて周公旦白居易のいにしへをかんがへ在納言菅丞相のためしをひきてかきいだしけるなるべし

この場合、菅公の准拠としての意味は、須磨明石の源氏の流寓の構想を行平・道真に得たというのであり、それ以上のものはなさそうである。そのことは、須磨巻の「もろこしにもわかみかともかく世にすくれなに事も人にことになりぬる人のかならずある事なり」の注に、

野相公在納言菅家西宮左府帥内大臣以下拔群賢才無罪赴配

所之月人不可勝計

とあるのも考えあわせられる。ここでは、同類の人として、小野篁・伊周までが新たに加わっているのである。そして、この条以外に河海抄では須磨・明石の両巻に於いて後述の引詩考證を除けば菅公に直接ふれたところはない。

ところで、花鳥余情には河海抄簡の如き総括はなく、須磨卷々頭に、この河海説を套襲して、行平・周公旦の故事を詮要とした上で、「うらには又菅丞相西宮の左大臣の太宰府に左遷せられ、野相公の隠岐の国へなかされし例をもてかけり」云々という。が、あとは「ましておちとまりぬべくなんおもほえける」の注に、道眞の故事を引くだけである。こうした菅公流罪説を踏まえて須磨卷の光源氏が造形されたということは、今日に於いてもほぼそのまま認められているのである。<sup>①</sup>

又、この菅公配流のことの外に同じく菅公を種としながらもやや筋の違った指摘をするのは、岷江入楚である。その明石巻の「おのづからおかしありければ」の注に、

私、延喜に桐壺の帝を准じ奉れば、菅丞相の讒にて罪にあひ給ひし事などなるべし。それに付て、あまたおかし給ひし事の色あり、勸べし。

と述べ、また「三月十三日神なりひらめき」の注にも

おほやけのさとしの事、菅丞相左遷して薨ぜられし後、内裏に種々の怪異あり。又神なりの事も延長の霹靂などいふ事、思ひなぞらへらるゝなり

とあり、それに続く「みはしのもとに」の注にも

菅丞相の事の時、宇多の帝、御階の本にたち給て、延喜帝

へ申させし事有。此事、延喜帝の罪五の内にあり。

とある。幽斎―通勝にあつては、単に配流の史実だけでなく、落雷の異変などについても、これを菅公の故事を踏んだものとするのである。その背後には桐壺院即ち醍醐天皇という紫明抄以来の准拠の図式も手伝わっているであつて、軽々に見逃しえない。

二

以下、あらためて、菅公の故事と源氏物語の記述との間に何らかの関係がありそうに思われる点を列挙検討してゆくことにする。

そのもつとも分りやすいものは、第一に菅公の詩歌を引き用いたものが、全篇中に少くないことである。以下引用本文の末尾に記した数字は源氏物語大成のページと行。須磨巻に「恩賜の御衣はいまこ、にありとすしつゝ、いり給ひぬ」(四二五・2)とあるのは、いうまでもなく菅家後草の「九月十日」と題する七絶の転句「恩賜御衣今在此」の引用であり、同じく「むまやのおさにくしとらす人もありける」(四二六・11)は、大鏡時平伝に、菅公の左遷の道中、播磨の駅長に「駅長莫驚時変改一栄一落是春秋」という詩を与えた故事による。また同じく「ただこれ西にゆくなりとひとりごち給ひて」(四二九・1)は、菅家後草の「代月答」と題した七絶の結句「唯是西行不左遷」によるのである。左遷の事と無関係な他の巻についていえば、眞木柱巻に、髯黒大将の北方が実家に引きあげてゆく場に「木ずゑをも目とどめてかくるるまでぞかへりみ給ひける。

きみがすむゆゑにはあらで」云々(九五二・九)とあるのは、大鏡時平伝に見える、菅公左遷に際し、自邸を出発した折の詠「君がすむ宿のこずゑをゆくゆくと隠るるまでにかへりみしはや」により、手習巻の浮舟の歌「身をなげし涙の河のはやき瀬をしがらみかけてたれかとどめし」(二〇〇五・五)は、大鏡時平伝の、同じく菅公左遷の折に宇多上皇に奉った歌「流れゆく我はみくづとなりはてぬ君しがらみとなりてとどめよ」を引くのである。以上、菅公の詩歌について前後五回の引用というのは、源氏物語中の他の貫之一八度、業平一八度、伊勢二三度、小町一一度、人麿一六度、躬恒一七度、友則一〇度などに比べれば少いが、遍昭九度、素性八度、兼輔七度、是則五度、平貞文五度にはば匹敵し、源信明・重之・忠岑・中務・深養父の各四度にまさっている。しかも、菅公の五首がいずれも、その左遷にまつわるものばかりであることが注目されるのである。

### 三

ところで、先に引いた岷江入楚の説は、右の引詩引歌の埒外に出て、菅公の故事を物語の素材として論じる点、注目に値するものがある。

その要旨は、一は、須磨巻の落雷の記事が菅公の故事によるのではないかということ、二は、桐壺院の亡霊が源氏の夢枕に立つて自分は生前に罪をおかしたと告げるのは、醍醐天皇と

菅公との関係を踏えたといっているのである。

菅公雷神の伝説をいうまえにここではまず菅公死後の史実について大略を云えば、延喜三年二月十五日菅公歿。その後数年、延喜九年四月四日にはその政敵左大臣時平が没した。その前年十月七日には、時平を助けて道眞左遷に尽力した藤原菅根も死んでおり、この間八・九・十年にわたって疫病・旱害が続いた。そして、延喜二十三年三月二十一日には、皇太子保明親王が二十一才の若さで薨じた。日本紀略にはその事を伝えて「天下庶人莫不悲泣、其声如雷、拳世云、昔帥靈魂宿念所為也」という。この年四月二十日、詔を下して道眞を右大臣の本官に復し、正二位を追贈、先年の左遷の詔を破棄した。延長と改元したのもその為である。しかもさらに次ぎの皇太子慶頼王も延長五年に薨じ、延長八年(九三〇)六月には、清涼殿上に俄かに霹靂して大納言清貫は即死し、右中弁平希世は火傷を蒙り、天皇も発病、やがて九月に讓位し、間もなく崩御となる。それ以後菅公怨霊の恐怖は年と共に募ってゆく。菅公を祀る天満宮の京都北野での建立は、天曆年間で、永延元年(九八七)には官幣として祭祀を行い、正暦三年(九三九)には正一位左大臣を、さらに同年末閏十月二十日、太政大臣を追贈された。そして、この間、しばしば畏怖すべき天満天神の神託が下り、その都度、何らかの対応策が講じられたのであったし、それらを根にしたさまざまの伝承も発生流布したのであった<sup>②</sup>。

紫式部の時代には、こうした恐るべき雷神としての菅公像はすでに完成していたのであり、父為時の詩にも「九月尽日侍北野廟」と題する七絶があり、天皇の行幸があったことなどをう

たっている。式部もまた道眞の詩歌に親しみ、その左遷の記事に心うたれると共に、この伝説も切実なものとして受け入れていたであろう。須磨の雷鳴に菅公の故事を連想するのはもつともな点がある。

しかし、論はさらに当の源氏物語の文章に即して進めるべきであろう。高潮の中に雷鳴がとどろき、稲妻がきらめく中に、人びとは、「どういふ罪を犯したからとてこんな目に会うのか、妻子にも会えないで死ななければならぬのか」と歎き、源氏はその中で、住吉の神に助けを乞う。それに続いて

すこし物おぼゆる限りは、身に代へてこの御身ひとつを救ひ奉らむと、とよみてもろ声に念じたてまつる。「帝王の深き宮に養はれ給ひて、いろいろの楽しみにおごり給ひしかど、深き御いつくしみ大八洲にあまねく、沈める輩をこそ多く浮べ給ひしか。今何の報いにかこころ横ざまなる波風にはおぼほれ給はむ。天地ことわり給へ、罪なくて罪にあたり、官位をとられ、家を離れ、境を去りて、明け暮れ安き空なく歎き給ふに、かく悲しき目をさへ見、命つきなむとするは、前の世の報いかこの世の犯しか、神仏明らかにましまさばこのうれへやすめ給へ」と、御社の方に向きてさまさまの願を立て給ふ。また海の中の龍王、よろづの神たちに願をたてさせ給ふに、いよいよ鳴りとどろきておはしますに続きたる廊に落ちかかりぬ。炎もえあがりて廊は焼けぬ。心魂なくてある限りまどふ。後の方なる大炊殿と思しき屋に移したてまつりて、上下となく立ち込みて、いとらうがはしく泣きとよむ声、雷にもおとらず。(四四)

### 三・6(以下)

ここで、源氏をはじめとして人々が雷電の異変を無意識裡に犯したかもしれぬ自身の何らかの罪と結びつけ、その報いかと恐れている事が気づかれるであろう。それは論理的には必ずしも菅公の怨霊伝説と結びつけるべき必然性はないが、当時の読者にとつてはとかくそうした連想が働く事はむしろ自然だったのではなからうか。

次ぎには、「帝王の深き」から「やすめ給へ」に至るこの祈願の言葉についてである。この言葉の前半「おぼほれ給はむ」あたりまではあきらかに従者の言葉であり、後半は源氏の言葉らしいが、それも途中に「安き空なくなげき給ふに」ともあつて、直叙法と解するとこれも光源氏の言葉か従者の言葉か分りにくいところもある。そういう混乱もあるにせよ、いちおう「天地……」以下は、全体として見れば光源氏の祈りの言葉と見ておくことにしよう。

ところで、この「天地ことわり給へ」から「やすめ給へ」までの語調の強さは源氏物語中でもまれに見るものである。この住吉明神への切なる祈りは、鎌倉初中期に成つた北野天神縁起に、菅公のいわゆる天拝山での祈禱を「御身に罪なきよし、祭文を作らせ給ふて、高山にのぼりて、七ヶ日天道に訴申させ給」と伝えたところによく似ていないだろうか。

この伝承の起源について、西田長男氏は先の注2に掲げた「天満宮託宣記」中巻の天曆元年三月の託宣中に「筑紫に有し程に常に仏天を仰で願し様」とあるのは、この縁起所見の伝承と同根であるとし、また江見氏蔵「北野天神御伝」の末尾に「延喜

二十三年四月日、藏人修理亮源公忠内裏宿直夜夢中、菅御殿門、奉書文於帝釈宮給、纔所存一行許也云々」とあることと照し合わせて、この伝承は早くも延喜末年には生れたかと推定されている（群書解題一上）。菅公が天に訴えたとの伝承は、紫式部の熟知するところであつただろう。光源氏の姿が菅公を思わせるのは当然ともいえる。そして、ここでもたとえば、「家を離れ、境を去りて」の辺りには、やはりこれも菅家後草の巻頭「自詠」と題した五絶の起承句「離家三四月 落涙百千行」を思い出させる。またこの文の末尾の、「泣きとよむ声、雷にもおとらず」に、前に引いた日本紀略延喜二十三年三月二十一日条の「天下庶人莫不悲泣、其声如雷」の文字の影を感じるといえば附会にすぎるであろうか。またこの祈禱文が前後に対句を多用し、儒者の好む四六駢麗文を和訳したかの如き感があるともいえる。

しかも、また、ここで問題なのは、はたして源氏がこうして無実の罪だと、強く主張するだけの理由があるのか、かれは本当に無罪だったのか、又、かれ自身自分の行為についてどう考えているのか、ということである。

源氏はこの明石巻の神々に訴える個所では、右のように「罪なくて罪にあたり」といつて、自己の無罪を主張する。それはすぐ前の須磨卷三月上巳の潔ぎの条で、「八百萬神もあはれと思ふらむ犯せる罪のそれとなければ」（四三五・七）と神前に歌つたところでもある。また離京以前にまで遡れば、左大臣にいとま乞いのあいさつに「渾りなき心にまかせてつれなく過しはべらむもいとばかり多く」（三九八・七）と述べ、自邸の

紫上に対しても「あやまちなけれど、さるべきにこそ……」（四〇三・四）と話している。しかし一方藤壺との別れに際しては、「かく思ひかけぬ罪にあたり侍るも、思う給へあはする事の一ふしになむ、それも恐ろしうはべる」（四〇八・三）と述べていて、藤壺との間に犯した過失の報いを感じていること明らかであり、隴月夜に対しても

逢瀬なき涙の川に沈みしや流るるみをはじめなりけん  
と思ひたまへ出づるのみなむ、罪のがれがたうはべりける  
（四〇七・三）

との文をおくつた。この源氏の言動が相手によって異り、はたして、自分の行為を心から無罪潔白と考えていたかどうか不分明な点があるわけだが、私は、いちおうそれをいわば道徳的意識とでもいおうか、内心に関する次元と、謀反の罪という法に関する次元の相違に対峙した言動として処理できるのではないかと考えたことがある。とすれば、須磨・明石巻でも源氏は、政敵方のいう謀反のことについては全く身に覚えがないという点で神明に誓うことができるけれども、父院を裏切つて藤壺と通じたことについては、それをすべていわば宿世のわざ、前世からの罪障の然らしめるところとはいふものの、やはり内心、自己の過失として受けとめ、今の逆境も暗にその結果として運命的に受取るところがあつたはずではなからうか。そのようないわばうしろ暗い人間として源氏は存在しており、それはどこかで清算される外はない。海辺の潔ぎは、身心の汚れを洗い流す場であり、それを機に、かれの汚れは清められなくてはならぬ。神々はそれにこたえて大雷雨を呼び起し、その威嚇と恐

怖の中で、目的は果される。その中の雷神が菅公と結びつくことは、まことに自然である。歴史上の流謫者は、すべて無実の罪を負った者として伝承され、その伝承を負った光源氏の像と、源氏物語に生きてきた光源氏の内面とは微妙なズレがあり、その微妙な亀裂の中に、こうした雷神菅公が冥々の働きを示す余地が生れるのである。

#### 四

つぎに前述の岷江入楚がいうところの、延喜帝と菅公との關係が桐壺院と源氏とに写されたとする説についてはどうか。これについては、例の『北野縁起』を手がかりとしよう。

すなわちその中巻に、注目すべき記事が三つ見える。一は源公忠が頓死して災魔王宮に至ったところ、その門前に束帯に正装して申文を捧げた菅公が「延喜の御門のしわざもつとも安からずと、やうやうに言葉を尽して祈」っていたというのであり、その二は

菅丞相清涼殿に化現して龍顔にまみえ奉りて、あやまたざるよしをのべ申給ひける時、御門おそれ給ひてこしらへ申給ふ事ども有けり。

とあり、その三は、日藏上人が承平四年八月頓死して閻羅王界に至り、鉄窟苦所を見た折のこと

それに四人の罪人あり、其形黒き炭の如し、一人は肩に物をおほへり、三人ははだかにてあかき灰の上にくづまりゐて悲泣鳴咽せり。王使をしていはく、肩をかくせるは延喜の帝、今三人は臣下也。君も臣もおなじ苦を請給ふ也。

御門日藏をまねき給ふ。日藏畏つて承ければ、冥途には罪なきを主とす。我をうやまふ事なかれ。我は父法皇の御心をたがへ、無実によりて菅丞相を流し侍りし、かの罪によりて此苦をうく。汝娑婆に帰りて我皇子に此苦をたすけ給へと申べしとぞ仰られける。我生前に五の罪あり。皆是太政威徳天の御事より出たり。一には父法皇を嶮路にあゆませ奉て心神困苦せしめ申たりし事、二には我高殿に安座して法皇を地にすへ奉りし事、三には賢臣を罪なきに罪をあたへし事、四には久しく国位をむさぼりてあまたの仏法をほろぼしし事、五には我身の怨敵の故に他の衆生を損害せし事、是等の罪によりて、先(多イ)苦をうくる事かくのごとし。彼苦をつぐのひて後、化樂天に生ずべしとぞ仰せられける

とある。

この中第一の公忠の話は、先述の「北野天神御伝」の記述と同じものであり、第二の清涼殿に立現れた話も、帝釈宮と場所こそ異れ、おそらくはそれと同じ根の話であろう。また第三の日藏の地獄めぐりは、早く平安末に成ったという宝物集巻二に、やや簡単な形で見え、鎌倉期に下つては、元亨釈書九、十訓抄六にも所出のものである。この延喜帝受苦の話も、日藏の歿した承平四年をあまり多く下らない頃に出来たものではなからうか。前述の如く一条朝にはすでに北野信仰も盛であつたし、また、北野縁起所引の託宣や、注2にあげた『天満宮託宣記』記載の多くの託宣を見ても、菅公雷神伝説はそのころには十分に発達していたことが察せられるのである。延喜帝受苦の伝承も、

紫式部の耳に入っていた可能性は大きいのである。岷江入楚が「延喜帝の罪五の内になり」などといっているのも、通勝がそうした考えかたに立っていたためであろう。

そして、この記事は、明石巻の記事と微妙に符合する。「菅丞相清涼殿に化現して」云々のイメージが、あの桐壺院の亡霊が朱雀帝の夢枕にたった条

三月十三日、神鳴りひらめき雨風さはがしき夜、帝の御夢に院の帝御前の御階のもとに立たせ給ひて、御けしきいと悪しうてにらみきこえさせ給ふを、かしこまりておはします。きこえさせ給こともおほかり。源氏の御事なりけんかし。(四六一・3)

と、清涼殿という場所も一致する。これが偶然というには、度が過ぎてはいはしまい。宝物集や北野天神縁起が、他の部分で源氏物語を模倣した跡は見出しにくいようであるから、ここも源氏を真似たのではなくて、もし両者に影響関係があるとすれば、源氏が巷間流布の伝承の類をとりあげ、一方、同じものが宝物集などに流れ込んだとみるべきであろう。

岷江入楚が触れた、第三の条に関する桐壺院の生前の罪障すなわち延喜帝の菅公に対する過失とする説についてはどうか。ここの物語の本文は、院の面影が源氏の夢枕に立つて、その手をとって引き立てる。そして

住吉の神のみちびき給ふまに、はや舟出してこの浦を去りねとの給はず。いとうれしくて、かしこき御影に別れたてまつりにしこなた、さまざまかなしき事のみ多くはべれば、今はこの渚に身をやすて侍りなましときこえ給へば、

いとあるまじきこと、これはただいささかなるものむくひなり。我は位にありし時あやまつことなかりしかど、をのづからをかしありければ、その罪をおふる程いとまなくてこの世をかへりみざりつれど、いみじきうれへにしづむをみるに耐へがたくて、海に入り渚に上り、いたく困じにたれどかかるといでに内裏に奏すべきことのあるによりなむいそぎのばりぬるとて立ち去り給ひぬ。(四四五・6)

13)

桐壺院に延喜帝という図式から推してそのまま、ここの桐壺院の在位中の「おかし」が延喜帝の菅公左遷の過失と対応するのは考えにくいであろう。桐壺院の側に源氏に対するそのような過失などは考えられないからである。その上、ここの文脈からみても、院の「おかし」は、そのつぐないにひまがなくて、それまで源氏にかまっていられなかったというのだから、源氏の不幸とは関係のないものである。その「おかし」の内容は、いかにも「おのづから」出来てきたような種類の、要するに人生に不可避なもので、特に何が原因ともしかとはつかめない、作者にも明確な根拠は意識されていなかったのではないだろう。

それはともかくとして、私は、この桐壺院の亡霊の中にも菅公の面影を見ることが出来るかと思う。この条での院の行動は、「海に入り渚に上り、いたく困じにたれど」とある。花鳥余情はこの語について、長恨歌の「上碧落下黄泉といへるがごとし」と評しているが、そのような大きな空想ではない。いわば日常的な感じであり、険しい海岸伝いもしくは海路によ



つてはるばると旅をしてきた者の趣きがある。「いそぎ上りぬる」の語も、上京の途中で立ち寄ったかの言葉づかいであり、そこには、多分に瀬戸内海沿岸の一点点としての明石浦を基点として想定した地理的感覚がある。はるか西方から海路東上する者のいう言葉なのだ。そこに「東風吹かば匂ひおこせよ」とか、「東行西行雲眇々」「山河遼矣随レ行隔」などと吟じながら怨みを吞んで僻西の地に流されていった菅公が、死後に怨念を抱いて京へ上ってゆく姿に変わってはいないだろうか。先の亡霊が清涼殿に立ち現れたことと合せて、菅公とこの条の桐壺院の符合度はかなり高いと云えるであろう。

## 五

以上種々の点から、菅公の故事が源氏物語の素材となった事情を述べたのであるが、最後に少々検討を加えておかねばならぬことがある。

それは、菅公と登場人物との関係である。菅公は、ある時には配流者たることで光源氏自身と重なり、ある時には霹靂となつて心の奥ふかくに汚れをもつた光源氏に戒めを与えるものとなり、又ある時には桐壺院の姿をとつて不正をただし、源氏、を救う役割を果す。だからたとえ、あの雷鳴の場では、菅公は光源氏自身でもあり、またかれの頭上に落ちかかる雷でもあり、さらにその夜夢枕に立つ桐壺院でもある。つまり一人三役という忙しさなのである。

このようなことが、はたしてモデル論、准拠論として許されるか、ということが問題となるかもしれないのだ。

しかし、実は、であるからこそ、逆に准拠論は特定の一人物に固定して考へてはならない、ともいえるのである。一つの素材が強く作者の発想をとらえた場合、その素材のもつ多面性が、各の面に分割されて、登場人物や局面に分与されることは当然考えられる。菅公が一人二役、あるいは三役を勤めていることこそ、須磨巻がどれ程か菅公伝説に強く支配されていることの証拠なのであつて、その事を弱める材料とはならないであろう。菅公を光源氏の准拠と推定する事は、はじめにも断つた通り、他の准拠論を排するものではないことも、またこの事によつて、同様に明らかなのである。

## 【注】

1 たとえば阿部秋生氏『源氏物語研究序説』六五一ページ

2 北野縁起中巻には、天慶五年七月七日条の賤女あやこに託宣が下つて同七年に北野に奉祀のこと、天慶九年近江国の祢宜の子に託宣が下つたこと、円融院の御代内裏焼亡が続いた折、一夜にして天井板に「作るとも又も焼けなん菅原やむねのいたまのあはぬかぎりは」の虫喰ができたことなどが記されている。また「天満宮託宣記」にも、天曆元年三月十二日の託宣（右の近江国祢宜の子に下つたものと同じ）、永観二年六月二十九日の託宣、正暦三年十二月四日、同四年八月十五日、同年十一月十六日の各託宣が収められ、その申告名者も記されている。その中でも、天曆元年三月のそれには、「我レ願志<sup>の</sup>身<sup>と</sup>成<sup>たり</sup>。其願志<sup>の</sup>昭天<sup>に</sup>満<sup>たり</sup>。諸<sup>乃</sup>雷神鬼<sup>は</sup>皆我<sup>加</sup>從類<sup>と</sup>成<sup>たり</sup>。天怒<sup>十</sup>万<sup>五</sup>千<sup>に</sup>成<sup>たり</sup>。只我所行<sup>乃</sup>事<sup>は</sup>世界<sup>乃</sup>災難<sup>乃</sup>事也。帝<sup>親</sup>毛<sup>一</sup>向<sup>に</sup>任<sup>給</sup>たり。其故<sup>は</sup>不信<sup>乃</sup>者<sup>世</sup>に多<sup>ク</sup>成<sup>り</sup>。疫<sup>癘</sup>之事<sup>於</sup>行<sup>へ</sup>宣<sup>は</sup>此我類<sup>を</sup>む<sup>す</sup>所<sup>々</sup>ニ使<sup>に</sup>令<sup>レ</sup>行<sup>る</sup>。今<sup>は</sup>只不信<sup>に</sup>有<sup>年</sup>人<sup>は</sup>雷<sup>公</sup>電<sup>公</sup>寺<sup>に</sup>仰<sup>天</sup>令<sup>踏</sup>殺<sup>年</sup>。惡<sup>瘴</sup>不<sup>吉</sup>物<sup>は</sup>有<sup>る</sup>。

汝等毛我カ為ニ不信なら子孫ヲナカ絶須ルツ阿波礼加久云計ヤ世界ニ  
佗ヒ悲不衆生ヲ見者何天救ト耳ソ我思フ。筑紫ニ有シ程上常に仏天  
を仰天願シ様者、命終は当主に如レ我久慮外乃災に遇年人惣天佗悲者、  
助ケ救此人於沈損ム者を糺ス身と生と願し如レ思成リ。我敵ハ漸ク無ク成た  
リ。今少ク有る。其は我を切に帰依すれ暫ク免たり」云々とあり、永観  
二年六月の託宣にも「我隨身伴党十六万八千八百余人、惣含恨背  
世貴賤靈界皆悉集来、(中略)我毎向皇城、燒亡度々、我更不肩。而伴  
類中所成、為レ公常以嘲弄、令レ致ニ大費一、後々又不断歎。」  
などとあつて、雷神の畏怖すべき相貌をあらわにしている。各一条朝  
以前における天神信仰の実体を察しうる。

3 この祈禱文が、対句の多い漢文的表現であることは、玉上琢弥氏『源  
氏物語評釈三』一五四ページに指摘がある。

4 この「罪」を仏教的な罪障意識と解される阿部秋生氏の説(前掲書  
第一章)、また源氏の行為自体に罪の意識をともしなうべき点は無かつた  
とする多屋頼俊氏の説(『源氏物語の思想』)もあるが、なお問題は多  
いように思う。

5 拙稿「政治と人間」(国文学、源氏物語特輯考、昭和四六年六月号)